

ホームページ作成・更新パックサービス利用規約

第1章 総則

(利用規約の適用)

株式会社ヒューマンウェア(以下、「当社」といいます。)は、ホームページ作成・更新パックサービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約に基づきホームページ作成・更新サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

第1条 (利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を契約者の承諾なくして変更・改訂できるものとします。

当該変更・改訂は、当該当社サービスサイト上に公開するものとします。この場合の料金・その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

(サービスの種別と料金)

第3条 当社が提供する本サービスの種別と料金は、お見積書として提示いたします。なお、当社は、価格改定のお見積書を契約者へ提示を行い契約者の了承を得ることで、種別、価格を変更できるものとします。

(サービスの終了)

第4条 当社は、本サービスを終了することがあります。本サービスを終了するときは、終了する3ヶ月前までにその旨を通知あるいは告知します。

第2章 契約

(非常事態時の利用の制限)

第5条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの全部または一部を停止または中止する措置をとることがあります。当社は前項に基づく本サービスの停止または中止によって生じた契約者の損害につき一切責任を負いません。

(サービス内容の変更)

第6条 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。第1項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは当社は申し込みを承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

(契約者が行う利用契約の解除)

第7条 契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の1か月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1か月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から1か月を経過する末日に生じるものとします。但し、当初利用契約の1年間は解約出来ないものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第8条 当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

第3章 サービスの中止及びサービスの停止

(サービスの中止)

第 9 条 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する虞がある場合、当社の設備の保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または障害等やむをえないときには、本サービスの全部または一部を中止することができるものとします。

本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第4章 料金等

(料金等)

第 10 条 本サービスの料金は、当該お見積書に記載します。

(料金等の支払義務)

第 11 条 契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。第 9 条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

(料金等の計算方法)

第 12 条 サービス料金については、以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

(1) 利用開始月の料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する月額料金の額と初期料金の合計額から、月額料金相当額を減額した額とします。

(2) 契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日が暦月の末日以外の場合であっても、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とします。契約期間が経過する前に利用契約が終了したとき、契約期間に対応する本サービスに係る料金の全額を、契約解除の日から2週間以内に一括して支払うものとします。

3)当初利用契約が1年を経過せずに、解約の申し出があったときは、1年間の本サービスに係わる料金を申し受けません。

(料金等の支払方法)

第 13 条 サービス契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書により料金を、前払いするものとします。

契約者と、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(割増金)

第 14 条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第5章 損害賠償

(責任の制限)

第 15 条 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して 72 時間本サービスを利用できなかったとき、または1料金月に合計 120 時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、契約者からの請求により、その料金月における料金額を限度として損害の賠償をします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から2か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

(免責)

第 16 条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

株式会社ヒューマンウェア